

## ■ 弁護士会アンケート結果報告（平成23年2月集計）

※ リーガルパークは、平成22年12月に全国の単位弁護士会（55弁護士会）対象にアンケートを実施し、平成23年2月までに20弁護士会からの回答が得られました（回答率約36%）。

### I 法教育活動に関する専門委員会の有無

1 現在、貴会において、弁護士会として法教育の活動を行っていますか。

A 法教育活動に取り組んでいる。（13）

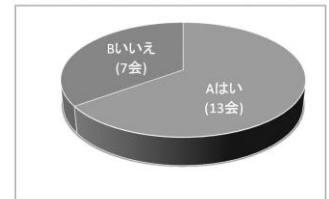
B 法教育活動を行ない。（7）

1-1 法教育活動に特化した専門委員会はありますか。

a 専門委員会あり（13） b 専門委員会なし（7）

1. 現在、弁護士会として法教育活動を行っていますか。

1-1. 法教育活動に特化した専門委員会はありますか。



2 上記1-1で、a（専門委員会あり）と回答された弁護士会にお聞きます。

当該専門委員会に所属する委員会メンバーは、現在、何名ですか。また、年齢構成、期別構成で多い層はどれですか。

会員数 20名以内 （5）（福井、三重、鹿児島、奈良、岡山）

21名～50名 （4）（茨城、千葉、京都、愛媛）

100名以上 （3）（愛知、東京、大阪）

年齢 若い（11） 中堅（1） 年配（0）

期別 50期以降（12） 40期（0） 30期（0） 20期以前（0）

3 上記1-1で、b（専門委員会なし）と回答された弁護士会にお聞きます。

3-1 現在、法教育活動を主として担当している委員会あるいは部署はどこですか。

（福島）市民生活被害対策委員会

（長野）子どもの権利委員会

（新潟）子供向けの各種講師派遣は、消費者、子ども、憲法、人権委員会で取り組んでいる。

3-2 法教育の活動をする専門委員会の立ち上げの予定はありますか。

a あり（2）（長野「法教育委員会」H23.4設置、釧路H23頃設置予定）

b なし（4）

### II 法教育活動の具体的態様

上記I-1で、A（法教育活動に取り組んでいる）と回答された弁護士会にお聞きます。該当するものすべてにお答え下さい。

1 貴会が具体的活動として行っているものはなんですか。

A 裁判傍聴 a 小学生対象 （4）

b 中学生対象 （7）

c 高校生対象 （6）

d 大学生・一般対象（4）

B 特別な場所（弁護士会館・裁判所）等に誘致しての模擬裁判

a 小学生対象 i 民事裁判（2） ii 刑事裁判（3）



- 「裁判傍聴ってな〜に？」（東京）

2-1 独自の教材を製作して使っている場合、他弁護士会や当法人に情報提供は可能ですか。

- i 提供できる。(3)    ii 条件次第では提供できる。(4)    iii 提供できない(0)

3 貴会で行う法教育活動は、有料ですか、無料ですか。

3-1 対象の学校への費用請求について

- a 交通費等の実費も含め対価をもらっているものはない(すべて無料)。(9)  
 b 交通費等の実費は請求するが、日当等に相当する対価はもらっていない。(1)  
 c 実費以外に費用を請求している(有料)。(1)

\* 具体的な金額をお答え下さい。

- 職業紹介, その他の出張授業 10,000円 (岡山)
- 出張授業については、平成22年秋から、大阪府下の全高校を対象に無料で弁護士を派遣する事業を開始しました(現時点では、40校計205クラスに弁護士を派遣し、約7500名の生徒に授業を行った)。担当弁護士への支払いは弁護士会の予算から行っており、授業1コマ金10,000円です。授業テーマは弁護士の仕事、少年事件、男女間の法律問題、家族・親子の法律問題、刑事事件と裁判員裁判、労働問題、交通事故、消費者問題、多重債務問題に限定しており、上記条件以外の上出張授業については、有料となっており、原則として授業1コマ10,000円(交通費込)を学校に負担していただいています。裁判傍聴、誘致しての模擬裁判は無料ですが、出張して模擬裁判指導を行う場合は、有料であり、学校側と特別に協議して決めています。(大阪)

3-2 担当弁護士へ実費支払い、報酬等について

- a 交通費等の実費を含めすべて無報酬である。(0)  
 b 交通費等の実費は支払っている。(1)  
 c 日当ないし報酬を出している。(10)
- (愛知) 出前授業については1日10,000円(一律)・サマースクールは日当なし
  - (福井) ア:裁判傍聴(なし) イ:誘致しての模擬裁判(なし)  
 ウ:出張授業 ①職業紹介(なし, 対象外) ②ルール作り(20,000円) ③模擬裁判(20,000円) ④その他の出張授業(20,000円)  
 エ:その他の法教育活動(なし)
  - (茨城) イ:誘致しての模擬裁判(10,000円~20,000円)  
 ウ:出張授業(10,000円~20,000円)
  - (奈良) ア:裁判傍聴(なし) イ:誘致しての模擬裁判(なし)  
 ウ:出張授業①~④およびエ:1名が概ね3時間以内の講義を行った場合21,000円以内、複数名が概ね3時間以内の講義を行った場合42,000円以内
  - (岡山) ア:裁判傍聴(なし) イ:誘致しての模擬裁判(なし)  
 ウ:出張授業 ①職業紹介(30,000円会規にある講師料),  
 ③模擬裁判(30,000円但し学校から受けた費用は控除),  
 ④その他の出張授業(30,000円会規にある講師料)
  - (愛媛) イ:誘致しての模擬裁判(弁護士1人に2万円程度)

3-2-1 弁護士への実費分、報酬等を支払っている場合、その原資は。

- i 対象学校に請求する実費ないし日当・報酬 (1)  
 ii 弁護士会の担当委員会の予算の範囲で賄う。(7)  
 iii 弁護士会で弁護士報酬の特別な財政原資を確保している。(3)  
 iv その他 (0)

## LEGAL PARK

### Ⅲ 法教育活動に対する取り組みの姿勢や問題点等

#### 1 貴会において、Ⅱでお聞きした法教育授業以外に、法教育に関し、取り組んでいることがあれば、具体的にお聞かせ下さい。

- 当会のフェラスの弁護士が地域の学校と交流している。個別の会員に単発的に講演依頼（消費者法）があることなどがある。（函館）
- 名古屋法教育研究会（名古屋市教育委員会公認の社会科教諭と法教育特別委員会所属弁護士による新しい教材開発のための研究実践）（愛知）
- 大学の研究者（社会科教育専攻）、学校現場の教員、弁護士による法教育研究会を年数回実施している。（福井）
- 教員との意見交換会の開催、教員とのMLの開設、教材作成の補助（茨城）
- 学校教師との懇談会（奈良）
- 公民科研究会や校長会へ参加、法教育推進プロジェクトへ参加（京都）
- 弁護士会の公式の組織ではありませんが、このたび、「法むる一むいネット」という組織を立ち上げ、現場教員と弁護士が情報交換、共同研究等を行うこととなりました。また、従来からも、シンポジウムや報告会を弁護士会で開催する場合は、教職員にも参加して意見をいただいています。教材の「法むる一むい」や「出張授業マニュアル」も、作成・改訂する際に現場教員から意見を述べていただき、参考にしています。（大阪）
- 岡山法教育研究会を組織した。ただし、学校の先生の参加が現在なくなった。教員研修会があれば出講している。ただし現場の先生が自主研修として法教育を求める気運がなくここ2年ほど話がない。（岡山）

#### 2 法教育活動を実施するに際し、あるいは実施してないことに関し、障碍となることや実施上の問題点等があれば、具体的にお聞かせ下さい。

- 会の規模が小さい（函館）
- 弁護士の人数不足（山口）
- 学校のスケジュールがタイトなため時間を割いてもらえない（茨城）
- 対外的な活動は平成23年度からと考えており、現在はその充電期間ととらえています。当面、県市の教育委員会にアプローチする予定です。（三重）
- 弁護士が授業を行うのではなく、教員が行う法教育をサポートする形態を最終的な目標としているが、現状では、現場から丸投げされている。どのように目標を達成していくのかの過程が検討課題である。（鹿児島）
- 学校予算がなくボランティアで進めていくしかないこと、（奈良）
- マンパワー不足、法教育に関する知識経験の不足等（新潟）
- すべての生徒に対して、弁護士が出張授業等を実施できるのが望ましいのですが、弁護士の数に比して、学校の生徒の数は膨大であり、マンパワー不足は否めません。教職員が法の理念を理解したうえで、教職員自身によって法教育が実施できる体制を作っていくことが必要ですが、そのためには地道な努力を続けていく必要があると思います。（大阪）
- 現場の無関心さ「法に関する学習」が導入されたことはわかっているみたいであるが、今のところ多くある〇〇教育の一部としか思われていない。「法教育」という語を関係しようとする人が自分たちの業種に引き寄せて使っているが、結局は「シティズンシップ教育（教育基本法上の政治教育）のうち法律家が協力できる分野のはずなのに、消費者問題や裁判員教育に過度に引き寄せている。（岡山）
- ボランティアで無償で活動するのには限界がある。（愛媛）